

(文化スポーツ振興部文化芸術課)

1 計画策定の趣旨 (平成29年4月)

● 計画の意義

文化芸術は、すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現していく上で非常に大切なもので、特に次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさと温もりを育みます。市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として、第二次長野市文化芸術振興計画を策定する。

● 計画の位置付け

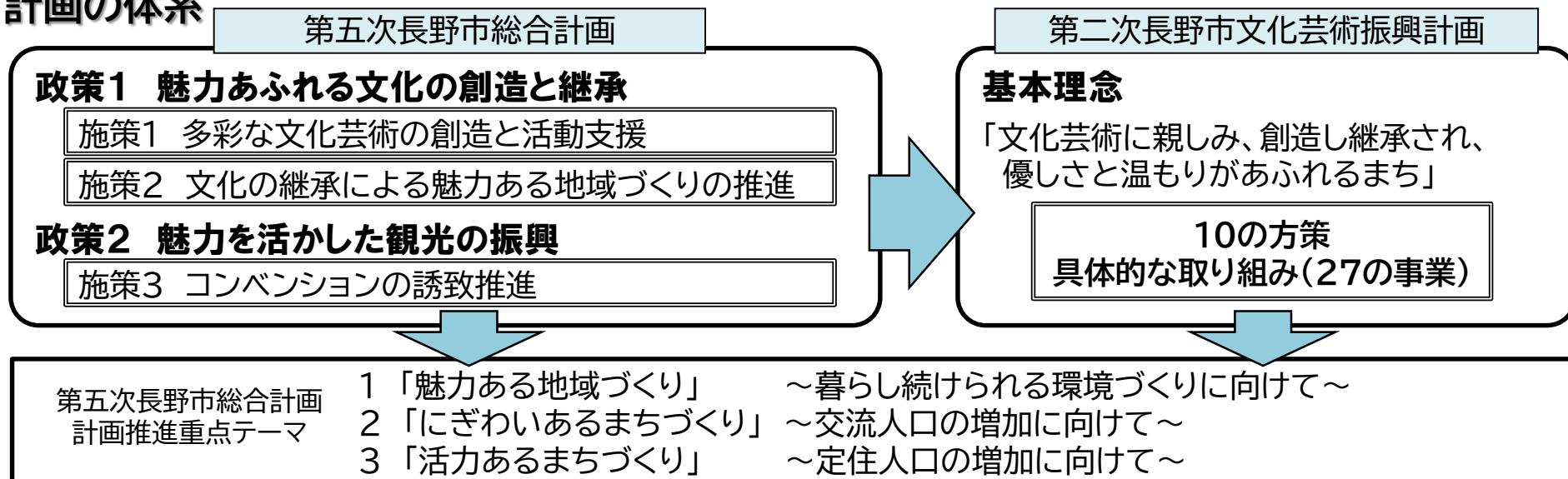
文化芸術振興基本法(平成29年6月「文化芸術基本法」に改正)に基づき策定するもので、第五次長野市総合計画の個別計画として位置付ける。

● 計画の期間

平成29から38(令和8)年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要により計画の見直しを検討します。

2 計画の体系



3 計画の修正について

● 修正する理由

本計画は策定当初より、
 計画期間は第五次長野市総合計画に準じ10年間とし、**施策の指標は、5か年とする後期基本計画の策定にあわせて整合を図り、見直す(修正)**こととしている。

● 修正の内容

- (1) **各施策の指標を、下記のとおり修正**する。(第3章_3関係)
- (2) 関係法令の改正に伴い、**法律の題名等を整える**。(第1章_9関係)
- (3) 元号変更に伴い、本文中の**年号表記を令和に整える**。(適宜)

(1) 後期基本計画と整合する指標の修正 (第3章_3関係)

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

◎ アンケート指標(市民が思う割合) 現状値 目標

指標名	H28	H33
音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる環境が整っている	40.7%	↗
音楽、美術や演劇など文化芸術に親しんでいる	39.4%	↗

◎ 統計指標(統計による指標) 現状値 目標

指標名	内容	H27	H33
市有ホール施設の利用者数	長野市芸術館、東部文化ホール、篠ノ井市民会館、松代文化ホール、勤労者女性会館しなのき、若里市民文化ホール、中条音楽堂の利用者数	277,372人	535,000人

(修正後)

指標名	R 3	R 8
音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる環境が整っている	39.5%	↗
音楽、美術や演劇などを観たり、聴いたり、行ったりして楽しんでいる	45.6%	↗

現状値 目標

指標名	内容	R 2	R 8
市有ホール施設の利用者数	長野市芸術館、東部文化ホール、松代文化ホール、勤労者女性会館しなのき、若里市民文化ホールの利用者数	149,000人	458,000人

第五次長野市総合計画
後期基本計画と合致

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

◎ アンケート指標(市民が思う割合) 現状値 目標

指標名	H28	H33
地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている	51.0%	
地域の伝統的な行事に参加している	38.4%	

◎ 統計指標(統計による指標) 現状値 目標

指標名	内容	H27	H33
文化財保護活動参加者数	指定文化財の保護にあたっている市民団体の構成員で活動に参加した人数	5,537人	5,800人

第五次長野市総合計画
後期基本計画と合致

(修正後)

現状値 目標

指標名	R3	R8
地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている	52.2%	
地域の伝統的な行事に参加している	31.3%	

現状値 目標

指標名	内容	R2	R8
文化財保護活動参加者数	指定文化財の保護にあたっている市民団体の構成員で活動に参加した人数	5,255人	6,400人

施策3 コンベンションの誘致推進

◎ アンケート指標(市民が思う割合) 現状値 目標

指標名	H28	H33
コンサートやスポーツなどのイベントの開催により、にぎわいが生まれている	52.6%	

◎ 統計指標(統計による指標) 現状値 目標

指標名	内容	H27	H33
誘致・支援するコンベンションの参加者数	ながの観光コンベンションビューローが誘致・支援した参加者数	115,537人	120,000人

第五次長野市総合計画
後期基本計画と合致

(修正後)

現状値 目標

指標名	R3	R8
コンサートやスポーツなどのイベントの開催により、にぎわいが生まれている	34.4%	

現状値 目標

指標名	内容	R2	R8
誘致・支援するコンベンションの参加者数	ながの観光コンベンションビューローが誘致・支援した参加者数	10,220人	120,000人

(2) 関係法令の改正に伴い、法律の題名等を整える (第1章_9関係)

関係法令 文化芸術振興基本法 (平成13年12月7日法律第百四十八号)

(改正) 平成29年6月 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律

(主な内容) ・題名等の改正 「**文化芸術基本法**」に改める。

・総則の改正

・その他(文化芸術推進基本計画、**文化芸術に関する基本的施策の拡充**など)

第1章 計画策定の趣旨

9 本計画が対象とする文化芸術の範囲

「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、**文化芸術振興基本法**との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。

ただし、例示されていないものについても配慮してまいります。

文化芸術振興基本法が対象とする範囲

- ① 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
- ② メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)
- ③ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等)
- ④ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
- ⑤ 生活文化等(茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等)
- ⑥ 文化財等(有形及び無形の文化財等)
- ⑦ 地域における文化芸術(伝統芸能、民俗芸能等)等

第1章 計画策定の趣旨

(修正後)

9 本計画が対象とする文化芸術の範囲

「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、**文化芸術振興基本法(平成29年6月、「文化芸術基本法」に改正)**との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。

ただし、例示されていないものについても配慮してまいります。

文化芸術基本法が対象とする範囲

- ① 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
- ② メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)
- ③ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、**組踊**等)
- ④ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
- ⑤ 生活文化等(茶道、華道、書道、**食文化**、国民娯楽、出版物等)
- ⑥ 文化財等(有形及び無形の文化財等)
- ⑦ 地域における文化芸術(伝統芸能、民俗芸能等)等

(3) 元号変更に伴い、本文中の年号表記を令和に整える (適宜)

平成38年



令和8年

4 今後のスケジュール

日程	会議等	内容
R4年 2月 9日	部長会議	第五次長野市総合計画 後期基本計画(案)の決定 ※ 資料公開 2月15日(政策説明会後)
2月10日	長野市文化芸術振興審議会	第二次長野市文化芸術振興計画 (修正案)を承認
2月22日	部長会議	第二次長野市文化芸術振興計画 (修正案)について報告
	部長会議終了後、各議員あてメールにて報告	
新年度 4月 1日	第二次長野市文化芸術振興計画(修正版) スタート	